

通常登校の開始に伴う生徒の出席停止・学校の臨時休業について

6月22日(月)からの通常登校の開始について、県から「通常登校に向けたガイドライン Ver.2」が示され、生徒の出席停止・学校の臨時休業について周知することになりましたので、お知らせいたします。

(1)出席停止について

ア 以下の場合、出席停止措置をする場合があります。

(ア)生徒が感染者となったとき。

(イ)生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。

(ウ)生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

(エ)家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ 出席停止の解除について

出席停止の状況により保健所やかかりつけ医等からの助言・判断を踏まえ、家庭での健康観察を経たうえで、出席停止を解除します。

(2)臨時休業について

次の場合、臨時休業となることがあります。

(ア)生徒や教職員が感染者となったとき。

(イ)生徒や教職員が感染者の濃厚接触者となったとき。

(3)個人情報の取り扱いについて

感染者に関する情報は、お知らせいたしません。

(4)その他

生徒やご家族が罹患した場合、または生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。